

# 平成31年度から国民健康保険税の税率・税額が変わります

～被保険者のみなさんのご理解をお願いします～

## 1. 国民健康保険税改定内容

国民健康保険税（以下、「国保税」という。）は、医療給付のための「医療分」、後期高齢者を支える「後期高齢者医療支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の合算額です。改定内容は次のとおりです。

賦課方式		平成30年度	平成31年度	増減
所得割 (被保険者の前年中の総所得金額－33万円)×税率	医療分	7.86%	8.10%	0.24%
	後期高齢者支援金分	2.55%	2.94%	0.39%
	介護納付金分	2.40%	2.60%	0.20%
	合計	12.81%	13.64%	0.83%
均等割 (被保険者1人当たり)	医療分	24,750円	28,500円	3,750円
	後期高齢者支援金分	8,110円	9,930円	1,820円
	介護納付金分	10,160円	11,400円	1,240円
	合計	43,020円	49,830円	6,810円
平等割 (1世帯当たり)	医療分	17,280円	19,200円	1,920円
	後期高齢者支援金分	5,660円	6,950円	1,290円
	介護納付金分	5,170円	6,650円	1,480円
	合計	28,110円	32,800円	4,690円

## 2. 年間でどれだけ増えるの？

1人当たりの調定額（※）比較では次のとおりとなります。

区分	平成30年度	平成31年度(見込)	増減	伸び率
調定額	802,942,300円	858,422,200円	55,479,900円	6.91%
被保険者数	10,167人	9,815人	△352人	△3.46%
1人当たり調定額	78,975円	87,460円	8,485円	10.74%

※国保税総額を総被保険者数で割ったもの。平成31年度は、平成30年中の所得や被保険者数などにより6月に課税します。現時点では不明のため、平成30年度（平成29年中の所得状況等）の課税状況による推計値となります。

## 3. モデル世帯別の国保税額

改定前後の税額比較をモデル世帯別にお示しします。

《例1》	世帯構成(1人)	世帯主 67歳		
	総所得(収入)	0円(年金78万円)		
	軽減区分	7割		
区分	平成30年度	平成31年度	増加額	
医療分	12,600円	14,300円	1,700円	
後期高齢者支援金分	4,100円	5,000円	900円	
介護納付金分	—	—	—	
合計	16,700円	19,300円	2,600円	

《例2》	世帯構成(1人)	世帯主 45歳		
	総所得(収入)	0円(給与50万円)		
	軽減区分	7割		
区分	平成30年度	平成31年度	増加額	
医療分	12,600円	14,300円	1,700円	
後期高齢者支援金分	4,100円	5,000円	900円	
介護納付金分	4,500円	5,400円	900円	
合計	21,200円	24,700円	3,500円	

《例3》	世帯構成 (2人)	世帯主 73歳	妻 70歳
	総所得 (収入)	50万円 (年金 170万円)	なし
	軽減区分	5割	
区分	平成30年度	平成31年度	増加額
医療分	46,700円	51,800円	5,100円
後期高齢者支援金分	15,200円	18,400円	3,200円
介護納付金分	—	—	—
合計	61,900円	70,200円	8,300円

《例4》	世帯構成 (1人)	世帯主 30歳		
	総所得 (収入)	78万円 (給与 143万円)		
	軽減区分	2割		
区分	平成30年度	平成31年度	増加額	
医療分	68,900円	74,600円	5,700円	
後期高齢者支援金分	22,400円	26,700円	4,300円	
介護納付金分	—	—	—	
合計	91,300円	101,300円	10,000円	

《例5》	世帯構成 (4人)	世帯主45歳	妻43歳	子15歳	子13歳
	総所得 (収入)	266万円 (給与400万円)	なし	なし	なし
	軽減区分	該当なし			
区分	平成30年度	平成31年度	増加額		
医療分	299,400円	321,900円	22,500円		
後期高齢者支援金分	97,500円	115,100円	17,600円		
介護納付金分	81,400円	90,000円	8,600円		
合計	478,300円	527,000円	48,700円		

#### 4. 国保税の計算

国保税を計算してみましょう。 例) 4月1日現在で世帯主と妻が被保険者

被保険者	年齢	所得	課税所得 (基礎控除 33万円)
世帯主	65歳	200万円	200万円 - 33万円 = 167万円
妻	60歳	100万円	100万円 - 33万円 = 67万円

区分	対象	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 ※1
所得割 (課税所得×税率) 世帯主 167万円 妻 67万円	税率	8.10%	2.94%	2.60%
	世帯主	135,270円	49,098円	0円
	妻	54,270円	19,698円	17,420円
均等割 (被保険者1人当たり)	世帯主	28,500円	9,930円	0円
	妻	28,500円	9,930円	11,400円
平等割 (1世帯当たり)	1世帯	19,200円	6,950円	6,650円
小計		265,740円	95,606円	35,470円
端数処理 (100円未満切捨て)		① 265,700円	② 95,600円	③ 35,400円
決定年税額 (①+②+③)		396,700円		
10回で納税 (6月から翌年3月まで) ※2		(1期) 45,700円 ※3 + (2期以降) 39,000円 × 9回		

※1 介護納付金分は40歳から64歳までの被保険者に課税されます。

※2 12カ月分を10回での納税となります。

なお、年度途中の国保への加入や国保からの脱退などにより、納税回数が増える場合があります。

※3 1,000円未満は1期にまとめます。

◆6月号では、「国保税の軽減・減免」などについてお知らせする予定です。

【問い合わせ先】 市保険課 ☎ 31-0212 FAX 24-0180